

児童の健全な育成や福祉の増進などのために 各種手当などを利用してください

各制度には所得制限や申請に必要な書類などがあります。支給対象の内容や申請方法など詳しくは、事前に各課にお問い合わせください。

障がいのある子どもがいる家庭

岡市福祉課障がい福祉係 ☎26-5733、各総合支所地域振興課健康福祉係

●特別児童扶養手当

支給対象／身体または知的精神に中度以上の障がいのある20歳未満の児童の養育者など

支給／【1級】1人につき51,100円 【2級】1人につき34,030円(平成27年度改定)

●心身障がい児養育手当

支給対象／身体または知的に障がい(身体障害者手帳1級～6級または療育手帳A・B)のある20歳未満の児童の養育者など

支給月額／3,000円

●障害児福祉手当

支給対象／身体障害者手帳1級、療育手帳Aまたは精神障がいと同程度の障がいがある20歳未満の方など

支給月額／14,480円(平成27年度改定)

●障がい児補装具費支給事業

補装具の購入、修理前に申請の相談をしてください。

対象／身体障害者手帳の交付を受けている児童の養育者

種目／補聴器、義手・義足、車いす、座位保持装置など

支給金額／費用の原則1割を利用者が負担。所得に応じて上限額あり

●障がい児日常生活用具給付事業

用具の購入前に申請の相談をしてください。

対象／身体障害者手帳の交付を受けている児童の養育者

種目／頭部保護帽、電気式たん吸引器、ネブライザー(吸入器)、住宅改修費など

支給金額／費用の原則1割を利用者が負担。所得に応じて上限額あり

●小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業

用具の購入前に申請の相談をしてください。

対象／小児慢性特定疾病医療費受給者証の交付を受けている18歳未満の児童の養育者など

種目／クールベスト、紫外線カットクリーム、パルスオキシメーターなど

支給金額／所得に応じて自己負担あり

●軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業

用具の購入前に申請の相談をしてください。

対象／身体障害者手帳の対象とならない、18歳未満の軽度・中等度の難聴児の養育者

種目／補聴器耳掛け型(軽度・中等度難聴用)、耳あな型(既製品、オーダーメイド、ポケット型など)

支給金額／費用の原則3分の1を利用者が負担

ひとり親家庭

岡市子育て支援課家庭支援係 ☎26-5734、各総合支所地域振興課健康福祉係

●児童扶養手当

支給対象／児童(18歳になった年度末までが対象。障がい児は20歳未満)を養育しているひとり親家庭などの方

支給月額／実際に養育している児童の人数、申請者本人(父または母など)、同居家族の所得などで決定

●ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金

支給対象／就労に必要なホームヘルパーなどの資格取得やパソコン講座などを受講するひとり親家庭の父または母など

支給金額／受講料の20%

●ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金

支給対象／看護師、介護福祉士、保育士などの資格取得のために専門学校などの養成機関に2年以上通学するひとり親家庭の父または母など

金額／【市民税非課税世帯】月額100,000円 【市民税課税世帯】月額70,500円

元気な高齢者の方や家族の方が、生き生きとした生活を送るために 高齢者福祉サービスを利用してください

●お問い合わせ／市福祉課地域福祉係 ☎26-5731

ほっとふくし券事業

在宅で介護を受けている方へ、市の指定する福祉などのサービスに利用できるほっとふくし券を交付しています。

●一般券

対象／次のいずれかの条件を満たす方 ・要支援1以上と認定され、前年度の介護保険料所得段階が3段階以下(市民税世帯非課税)の方 ・要介護3～5と認定され、前年度の介護保険料所得段階が4段階(市民税本人非課税)で、かつ同一世帯の市民税所得割合計が10,000円未満の方 ▶**利用内容**／①福祉乗合バス(るんるん・ぐるっと)回数券購入・デマンドタクシー使用料 ②タクシー運賃 ③配食サービス ④有償ヘルパー ⑤リハビリパンツなどの購入 ⑥定期航路運賃(③④は市で実施するサービスを除く) ▶**交付金額**／年間10,000円～30,000円で介護度と介護保険料の区分により交付(10月以降の場合は5,000円～15,000円の間)

◆障がい者ほっとふくし券との重複交付はできません。

●在宅紙おむつ専用券

対象／認知症や寝たきりにより常時失禁状態と認められ、かつ要介護1～5と認定され前年度の介護保険料所得段階が4段階以下(市民税本人非課税)の方 ▶**利用内容**／市に登録した店での紙おむつなどの購入 ▶**交付金額**／介護度と介護保険料の区分により年間35,000円～100,000円の間(10月以降に申し込まれた方はおおよそ半額の交付)

●ストレッチャー車専用券

対象／要介護4または5と認定され、座位が保てず、通院などにストレッチャー車両が必要な方で、前年度の介護保険料所得段階が4段階以下(市民税本人非課税)の方 ▶**助成内容**／片道2枚まで使用可能な1,000円の助成券を年間6往復分・24枚交付(申請が10月以降の場合は半額)

●訪問理容・美容サービス専用券

対象／要介護1～5の認定を受けて、前年度の介護保険料所得段階4段階以下(市民税本人非課税)の方 ▶**助成内容**／市に登録した事業所に訪問理容・美容を依頼する場合、出張費用として1回1,000円の助成券を5回分交付

●寝具洗濯乾燥消毒サービス専用券

対象／要支援1以上の高齢者のみの世帯に属する方で、

前年度の介護保険料所得段階4段階以下(市民税本人非課税)の方 ▶**助成内容**／布団、毛布などの洗濯消毒乾燥サービスを市に登録した事業者へ依頼する場合、サービス費用分として1,000円の助成券5枚を交付

●はり・きゅう・マッサージ等利用助成券

対象／平成27年度中に満年齢で70歳以上になる方(昭和21年4月1日以前生まれ) ▶**内容**／施術1回につき1,000円の助成を12回分交付(申請が10月以降の場合は6回分)

やさしい生活支援事業

【福祉機器購入などに対する助成】

購入や工事着工の前に申請してください。

対象／満65歳以上の方(対象品目によっては70歳以上のもの、その他要件のものもあります)で過去に同事業で上限まで助成を受けていない方 ▶**対象となるもの**／①手すり ②和式便器から洋式便器に交換の際の便器代 ③シルバーカー ④つえ ⑤入浴補助用具 ⑥電動自転車 ⑦玄関ステップ ▶**助成金額**／市が認める機器購入費用などの2分の1の額で1回の申請当たり100,000円以内、一生涯で150,000円以内(予算額に達した時点で締め切り)

◆他制度との重複利用はできません。

◆②は世帯構成員が65歳以上の世帯に限る。

◆⑥は3分の1の額で30,000円以内で一度限り。

軽度生活援助事業

対象／おおむね65歳以上の単身世帯や高齢者のみの世帯の方で、疾病、認知症、虚弱などの理由で生活の一部に援助を要する方 ▶**内容**／住居内の掃除、ごみ出し、灯油つめ、買い物、除雪 ▶**利用時間**／1時間以内 ▶**利用料**／30分未満110円、30分以上1時間以内210円

緊急通報システム事業

対象／おおむね65歳以上の単身世帯や高齢者のみの世帯の方で突発的に生命に危険な症状を発生する持病を有する方など ▶**内容**／緊急時に迅速に関係機関に対応してもらうため、緊急通報の機器を貸与 ▶**利用料**／所得税課税世帯は月額1,490円の賃貸料あり。通常の電話料金は自己負担